

平成25年度事業計画書

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

基本方針

今年度は公益財団法人として新たにスタートする初年度です。

当財団の設立目的に鑑み、京都府下の中小企業勤労者の福祉の向上と中小企業の振興・発展及び地域社会の活性化を図るため、積極的に事業展開を行います。

企業収益の減少や福利厚生面の取組姿勢が変化していることから、会員数拡大は引き続き厳しい状況にはありますが、中小企業勤労者の福利厚生面の充実を図ることや地域社会に貢献することは、公益法人である当センターの使命であると認識し、積極的に推進してまいります。

重 点 施 策

1. 会員の拡大

25年度は、アベノミクスの効果を踏まえ、市場景気は若干の下げ止まり傾向の様相を呈しているが、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、当センターの会員数の減少傾向も歯止めがきかない状況となっている。

そのために、以下の方策により活動を推進する。

- (1) 今日までの会員拡大の根幹をなしてきた、中小企業との人的つながりが強い金融機関への紹介依頼を四半期ごとに行う。
- (2) 福利厚生面において比較的希薄なベンチャー企業への紹介を、企業の創設・育成を担っている（公財）京都高度技術研究所に依頼する。
- (3) 当センターが比較的弱い南部及び北部地域への会員増強対策として、府下のものづくり企業と関係がある（公財）京都産業21に対し、紹介を依頼する。
- (4) 多数の従業員がいるにも拘わらず、会員登録が数名の既存事業所会員には特別加入取組対策期間を設け、積極的な追加登録・加入推進活動を行う。
- (5) 健康維持増進事業の一環として、『健康ランチ提供補助事業』を新設する。ヘルシーな健康ランチを安価（当センター会員に対し、弁当業者が割引することと当センターも補助金を出す）で提供することにより、新規会員の獲得に結びつける。

2. 退会防止の取組

会員増加を図るうえで会員減少防止活動を行なうことが重要である。

これまでの主な退会理由として「利用しないため」が多く、これは入会以降疎遠となっている会員企業で、日頃からコンタクトが取れていないためニーズがつかめていないのが要因である。今期はまず50名以上の会員企業に対し個別訪問し、現在実施している事業内容等のPRやニーズの聞き取りを行い、追加登録促進の取組を行う。

3. 個人会員の新設

従来は事業所会員による事業運営であったが、今般の公益財団認定取得に伴い「個人会員制度」を

導入し、中小企業勤労者であれば誰もが会員となれる状況を整え、会員増加に努める。

個人会員は、2つ以上の企業主（組合等）若しくは2名以上の勤労者を対象とする「グループ会員」と勤労者個人が直接入会する「個人会員」がある。

個人会員の導入により、今後は事業所が退会しても希望者は個人会員として継続が可能となるため、会員減少を抑える一助になる。

4. 第三者検討委員会の設置

より多くの会員に参加してもらう機会を提供することは、当センターの使命であり、今日まで種々新しい企画に取り組んできたが、この度の公益財団法人移行により、さらに事業の充実を図るため、第三者検討委員会を設置する。

委員会のメンバーは国・府・市の担当部署からそれぞれ1名、地場企業OB1名、学識経験者1名の計5名で構成し、毎年予算編成前に開催する。

審議事項は、その時々には社会情勢にマッチする事業となるよう既存事業の変更・廃止の検討及び当センターで実施するアンケート調査や事業報告をもとに、事業主・中小企業勤労者がそれぞれ求めるものをくみ取り、新たに展開する事業の検討を行う。

事 業 内 容

【公益目的事業】

1. 自己啓発事業

会員が充実した生活を送るための自己啓発を目的とした事業で、25年度も各種セミナーを開講する。

- (1) 合同ビジネスセミナー（4月の3日間 各8名程度）
- (2) 書道・絵画教室

2. 余暇活用事業

会員及びその家族が余暇活用を目的とした事業で、コンサート・観劇・展覧会・映画・アミューズメント施設等のチケット割引購入の斡旋を行う。

また、バスツアー・各種契約施設・大型テーマパーク利用券の一部助成も行い、25年度もタイムリーな提供を行う。

3. 生活安定事業

会員の生活の安定を支援する事業で、当センターのスケールメリットを活かし、割引提携を行っている店舗等施設における会員証呈示により、低廉価格で生活物資・物品の購入が可能となるため、25年度も提携施設の拡大に努める。

4. 健康維持増進事業

会員及びその家族の健康維持増進に寄与する事業

- (1) 定期健康診断・人間ドック検診の助成

会員の豊かな生活を送るための健康管理に対する助成で、定期健康診断は事業所会員のみ、人間ドックは会員区分にかかわらず助成する。(助成金1,000円～2,320円)

(2) スポーツクラブの安価利用

会員及びその家族の健康維持増進と活力向上を目的とし、法人会員料金で利用可能
(通常より2,000円安価)

(3) ランニングセミナーの開催

会員及びその家族の健康維持増進と活力増強のため、持続可能な正しい走り方等を受講するセミナー

(4) 各種スポーツ大会の実施

3月春季ゴルフ大会、5月ソフトボール大会、6月ボウリング大会・軟式野球大会、9月秋季ゴルフ大会、10月フットサル大会・テニス大会を実施

(5) スポーツ交流会の開催

会員相互の健康増進の成果報告と交流会を実施する。

(6) 健康ランチ提供補助事業（新規事業）

中小企業勤労者に対し、安価でヘルシーな健康ランチ（宅配弁当）を推奨すると共に健康維持増進事業として会員に対し補助を出す。

5. 顕彰事業

中小企業の振興発展（人材確保と定着の増進及び企業の永続性の推進）と会員の永年勤続者に対する表彰及び慰労会を行い、15年・20年・25年以上の永年勤続者を対象者とする。

また、永年勤続助成金は 5年（5,000円）・10年（10,000円）・15年（15,000円）20年（20,000円）である。

6. 勤労者助成事業

大企業で実施されている福利厚生事業のうち、(1)～(5)は中小企業においても求められる最低限の事業である。よって、大企業との格差是正の一環として中小企業勤労者に対し、生活基盤の一助を図るために助成を行う。

(1) 結婚祝助成金（加入年数に応じ） 10,000円～30,000円

(2) 出産祝助成金（子供の数に応じ） 5,000円～10,000円

(3) 入学祝助成金 5,000円

(4) 傷病見舞助成金 10,000円

(5) 死亡弔慰金（被登録者・親族別） 5,000円～30,000円

7. 各種保険助成事業

会員が安心して日々の生活を送ることを目的に、不測の事態に備える火災・自動車事故・労災等の各種共済保険、まさかの病気やけがに備える医療・がん保険等の受付窓口となり(1)～(6)について掛金の一部助成を行う。

(1) 自動車事故見舞共済（初年度掛金の20%、以後15%の助成）

(2) 交通事故傷害共済（初年度のみ掛金の20%を助成）

(3) 火災共済（掛金の10%を助成）

- (4) 法定外労災保険（掛金の5%を助成）
- (5) 積立年金（掛金の1%を助成）
- (6) がん・医療保険（初年度のみ掛金の5%を助成）

8. 情報提供事業

会員への厚生事業の充実は、常に最新情報を発信することであり、毎月1回会報誌『いやしなび KPC』を会員向けに発刊する。また、会員が当センターの提供する事業を円滑に利用できるなど、利用促進を図るため提携施設の一覧や利用方法等を掲載した『ガイドブック年度版』を発刊する。

また、現在募集の事業等をリアルタイムに情報発信できるモバイルサービス会員の増強を図り、公益財団法人としてスタートするにあたり、ホームページをリニューアルする。

9. 施設貸与事業

本事業は、勤労者等の福祉の増進や各種セミナー等の実施による文化教養の向上、またスポーツを通しての健康維持管理の観点から、会議室及び運動施設の貸与を行う。貸会議室については18名収容が2室、81名収容が1室である。

運動施設（グラウンド）は軟式野球場が2面、テニスコート2面である。

【収益目的事業】

施設貸与事業

本事業は、公益目的のために貸与する事業以外の貸会議室の貸与を行うもので、自社の展示会や会社説明会等、公益目的には当てはまらない用途について収益事業として区分している。また、運動施設（グラウンド）も同様である。

不動産賃貸事業

旧K P C 会館の跡地を駐車場用地として一括賃貸している。

【その他事業】

給付事業

一般的に大企業で実施している以外の慶弔給付で、当センターが会員の相互扶助の精神に則り(1)～(4)の助成を行う。

- (1) 成人祝助成金 5,000円
- (2) 金・銀・銅婚祝助成金 金婚30,000円・銀婚20,000円・銅婚15,000円
- (3) 還暦祝助成金 10,000円
- (4) 退職金助成金 記念品～100,000円